

定款の改訂（案）についてパブリックコメントを募集します。

◆代議員制度の導入 ◆会員の資格喪失と再入会 ◆役員選挙

代議員制度対策委員会委員長 錠内広之

今年度の総会で会員の皆さまには既にお知らせしましたように、代議員制度の導入には定款の改訂が必要になります。定款の改訂は正会員の3/4以上の同意がなければなりません。また、会員の資格喪失と再入会や役員選挙についても同時に改訂していきたいと考えています。

現在当士会では100名以上の4年以上会費未納者が存在します。理由は様々だと思われませんが、県士会事業計画において予算作成に問題が生じているのも事実であるため、会費未納者の資格喪失と再入会について改訂したいと考えます。また、役員選挙についても他士会の情報も参考にしながら同様に改訂したいと考えています。

以下、改訂（案）についてパブリックコメントを募集いたします。改訂（案）箇所の抜粋を記載しますのでご確認ください。尚、全文につきましては神奈川県作業療法士会ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください、コメントがある方の投稿をお願いいたします。定められた書式はありませんので、FAXをはじめ県士会事務所へ直接電話して頂いても構いませんので、お気軽にコメントをお寄せいただければ幸いです。

ホームページへの掲載期間は平成25年8月1日～8月15日までとしますので、その期間でのご対応をお願いいたします。

＊改訂（案）は＜文言修正＞、＜新たに挿入＞とする。

＊続き番号の修正や全体の体裁を整えている部分（句読点や言い回しなど）については記載しない。

現 行		改訂（案）
なし	→	＜文言修正＞＜新たに挿入＞ <u>第 3 章 代議員（第 17 条－第 25 条）</u>
第 8 条 本会の会員は、次の 3 種とし～	→	＜文言修正＞ 第 8 条 <u>本会の会員は、次の 3 種とする。</u>
第 11 条 (6) 総会において、 <u>正会員</u> の～	→	＜文言修正＞ 第 11 条 (6) <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u> ＜新たに挿入＞ <u>(7) 正会員が正当な理由なく会費を 1 年以上滞納したとき。</u>
なし	→	＜新たに挿入＞ 第 12 条 (退会) <u>2 会費を 1 年以上滞納した場合、会員の資格喪失（定款第 2 章 11 条 7 項）による退会とする。</u>
第 13 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、正会員の～	→	＜文言修正＞ 第 13 条 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
なし	→	＜新たに挿入＞ (再入会) <u>第 15 条 第 11 条により会員資格を喪失したものが再入会を希望し、法人がそれを認めた場合は、再入会が認められる。</u> <u>2 再入会に際しては、本定款第 10 条の入会金及び未納分を含む会費を納入しなければならない。</u> <u>3 理事会の審査を経て、会長が承認を行う。</u>
現 行	改訂（案）	
なし →	＜新たに挿入＞ <u>第 3 章 代議員</u> <u>(社員の資格)</u> <u>第 16 条 概ね正会員 30 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に定める社員とする。なお、選出の際の端数の取扱いについては理事会にて別に定める。</u> <u>(代議員の資格及び選出)</u> <u>第 17 条 代議員は正会員であることを要し、正会員による選挙(以下、「代議員選挙」という。)によって選出するものとする。</u> <u>2 代議員選挙は 2 年に 1 度、総会の日までに実施することとする</u> <u>3 代議員選挙を行うために必要な事項は、総会の議決を経て別に定める代議員選挙規程による。</u>	

(選挙権及び被選挙権)

第 18 条 代議員選挙において、正会員は等しく、選挙権及び被選挙権を有する。理事及び理事会は代議員を選出する権限を有しない。

(任期)

第 19 条 代議員の任期は選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 代議員の辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なわなければならない。

(補欠の代議員)

第 20 条 代議員に欠員が生じた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて、補欠の代議員を選出することができるものとする。補欠の代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨。

(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任する時は、その旨及び当該特定の代議員の氏名。

(3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任する時は当該補欠の代議員相互間の優先順位。

3 補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される代議員選挙終了のときまでとする。

(代議員資格の喪失)

第 21 条 代議員が正会員の資格を喪失した場合は、その資格を失う。

2 代議員が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に基づき社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

(代議員の報酬)

第 22 条 代議員は無報酬とする。

2 代議員には、その職務の執行に要する費用を弁償することができる。

3 前項に必要な事項は、総会の議決を経て別に定める費用弁償規則による。

(正会員の権利)

第 23 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に規定された次に掲げる社員の権利を、社員たる代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 定款謄本の閲覧等。

(2) 正会員及び代議員名簿の閲覧等。

(3) 総会の議事録の閲覧等。

(4) 代議員の代理権証明書等の閲覧等。

(5) 議決権行使書面の閲覧等。

(6) 計算書類等の閲覧等。

	<u>(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等。</u> <u>(8) 合併契約等の閲覧等。</u> <u>(代議員名簿)</u> <u>第 24 条 本会は代議員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。</u>
現 行	改訂（案）
第 17 条 本会の役員は、正会員の中から総会～ → なし →	＜文言修正＞ 第 27 条 本会の役員は、<u>正会員による無記名直接選挙により、総会～</u> ＜新たに挿入＞ 第 27 条 2 <u>会長及び副会長並びに事務局長は、理事の互選によって選任し、理事の員数に含める。</u>
第 24 条 総会は、正会員を～ → なし →	＜文言修正＞ 第 34 条 文中「正会員」を「代議員」に変更
なし →	＜新たに挿入＞ <u>(正会員による傍聴)</u> 第 35 条 <u>正会員は、総会の傍聴を行う権利を有する。</u> 2 <u>前項の傍聴は、所定の手続きを経たのちに行われるものとする。</u>
第 25 条 → 2 会長及び副会長並びに理事又は監事を選任する議案の議決に際しては、役員種別ごとに議決する方法を採るものとする。	＜文言修正＞ 第 36 条 2 <u>理事及び監事</u>を選任する議案の議決に際しては、役員種別ごとに議決する方法を採るものとする。
第 26 条 → 2 (2) 正会員総数の～ → 3 前項第 2 号の～ →	＜文言修正＞ 第 37 条 2 (2) <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u> 3 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
第 28 条 総会の議長は～ →	＜文言修正＞ 第 39 条 文中「正会員」を「代議員」に変更
第 29 条 総会は、正会員総数の～ →	＜文言修正＞ 第 40 条 文中「正会員」を「代議員」に変更
第 30 条 正会員はそれぞれ～ → 2 総会の議事～ → 3 前項の場合には～ →	＜文言修正＞ 第 41 条 文中「正会員」を「代議員」に変更 2 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u> 3 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
第 31 条 やむを得ない事由のため～ →	＜文言修正＞ 第 42 条 文中「正会員」を「代議員」に変更
第 32 条 理事が正会員の～ →	＜文言修正＞ 第 43 条 文中「正会員」を「代議員」に変更

第 34 条 (2) 正会員の現在数。 → (3) 総会に出席した正会員の数～ → 2 議事録には、議長及び出席した正会員～ →	<文言修正> 第 45 条 (2) <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u> (3) <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u> 2 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
第 41 条 理事会は監事を除く役員現在数の～ →	<文言修正> 第 52 条 理事会は <u>理事現在数</u> の～
第 42 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、理事会に出席した監事を除く役員の過半数の～ → 3 議事に特別の利害関係を有する監事を除く役員は表決に加わることができない。 →	<文言修正> 第 53 条 理事会の議事は、本定款に別に定めるものを除き、理事会に出席した <u>理事</u> の過半数の～ 3 議事に特別の利害関係を有する <u>理事</u> は表決に加わることができない。
第 43 条 監事を除く役員が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることの～ →	<文言修正> 第 54 条 <u>理事</u> が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、 <u>表決</u> に加わることの～
第 44 条 会長、副会長、事務局長、又は監事が役員全員に対し～ →	<文言修正> 第 55 条 会長、副会長、事務局長、 <u>理事又は監事</u> が役員全員に対し～
第 46 条 (2) 監事を除く役員の現在数。 → (3) 理事会に出席した監事を除く役員の～ →	<文言修正> 第 57 条 (2) <u>理事</u> の現在数。 (3) 理事会に出席した <u>理事</u> の～
第 58 条 なし →	<新たに挿入> 第 69 条 (3) <u>代議員名簿。</u>
第 61 条 この定款の変更には、総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の～ →	<文言修正> 第 72 条 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
第 62 条 本会は、総会において～ →	第 73 条 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
第 63 条 2 同法第 148 条第 2 項第 3 号～ →	<文言修正> 第 73 条 2 <u>文中「正会員」を「代議員」に変更</u>
付 則 1 この定款は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。	